

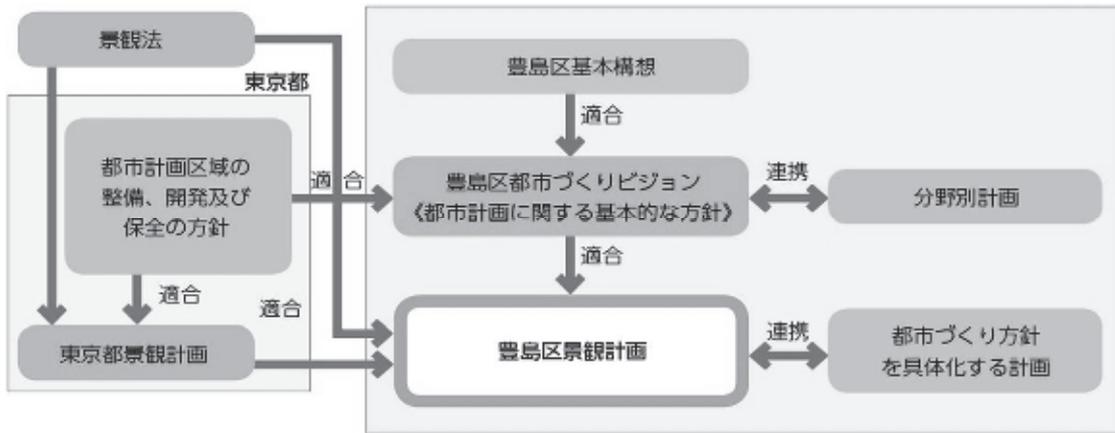
4. 豊島区景観計画の推進

(1) 豊島区景観計画の策定

豊島区では、平成5（1993）年に全国の自治体に先駆けて「豊島区アメニティ形成条例」を制定し、地域の中で育まれてきた個性を重視した都市空間づくりに取り組んできました。その後、国においても平成16（2004）年に景観法が制定され、地域特性に応じた良好な景観形成を促進する体制を整備しました。また、上位計画については平成19（2007）年に東京都が景観法に基づく「東京都景観計画」、区では平成27（2015）年に「豊島区都市づくりビジョン」を策定し、都市の価値を高める景観の創出を方針に掲げました。

こうしたことを背景に、これまでの区独自の景観条例でもあったアメニティ形成条例の取組を受け継ぎながら、新たな景観まちづくりを取り巻く環境の変化や地域の特性を最大限に生かし、心地良い都市空間を創出するため、景観法に基づく「豊島区景観計画」を平成28（2016）年に策定しました。

図表 1-13 豊島区景観計画の位置づけと役割

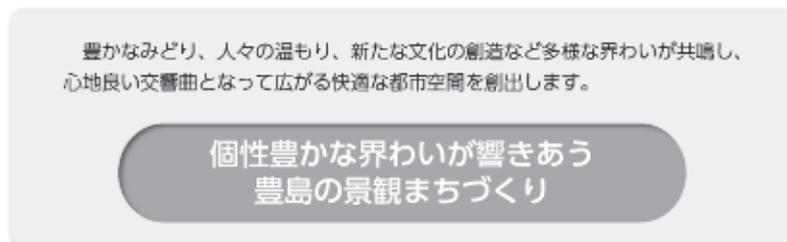


(2) 景観まちづくりの立脚点

①景観まちづくりの目標

豊島区の景観特性を踏まえながら、都市づくりビジョンで掲げた都市づくりの基本理念を実現する景観まちづくりの目標と方針を示しました。

図表 1-14 景観まちづくりの目標



②景観まちづくり方針

景観まちづくり目標の実現に向けて、景観特性を踏まえた景観まちづくり方針（景観法第8条第3項関係）を示しました。それぞれの方針は、相互に重なり合いながら連携し、都市の魅力を高める景観の創出を担っていきます。

(3) 東京の魅力を担う池袋副都心の景観まちづくり方針

池袋副都心は、首都機能の一翼を担う拠点であるとともに、豊島区にとっては地域全体の経済や文化を牽引する存在でもあります。景観計画では、都市づくりビジョンで示された池袋副都心区域に池袋副都心連携エリアを加えて、池袋副都心として一体的に景観まちづくりに取り組みます。

(4) 地域別景観まちづくり方針

都市づくりビジョンでは、地域の特性や資源を生かしたまちづくりを実現するため、区内を12地域に区分しています。景観計画においても、この区分を踏まえ、地域を超えて連続した景観形成の視点に配慮した地域別景観まちづくり方針を示しました。

(5) 景観形成の基準

景観まちづくりの目標を実現するため、景観法に基づき景観計画区域である区内全域を「一般地域」に位置づけ、配慮事項を景観形成基準として定めています。また、自然、歴史・文化、にぎわいなど地域の個性を生かして景観まちづくりを重点的に推進する地区を「景観形成特別地区」に指定し、地区特性に応じた景観形成基準を設けました。

(6) 屋外広告物の表示等

区では、東京都屋外広告物条例の許可手続きとは別に事前協議を実施し、景観計画に基づく景観形成への配慮などの相談・指導に取り組んでいます。

(7) 景観資源の保全・活用

景観資源を発掘・再発見し、地域による景観まちづくりの中で保全・活用していきます。特に、地域特性を生かした景観まちづくりにおいて重要な建造物、樹木、道路・河川・都市公園などは、景観法による景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の制度を活用していきます。

(8) 景観計画の実現に向けて

景観施策の推進として、景観審議会の設置、景観アドバイザーの設置、政策連携による景観施策の展開、区民・事業者との協働による景観まちづくりを行います。

図表 1-15 5つの景観まちづくり方針

